

越谷市火災予防条例新旧対照表

新	旧
<p>(変電設備)</p> <p>第11条 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>↳</p> <p>(3) 条文略</p> <p>(3)の2 建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3 条文略</p> <p>↳</p> <p>(10) 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>3 条文略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 条文略</p> <p>(1) 条文略</p>	<p>(変電設備)</p> <p>第11条 条文略</p> <p>(1) 条文略</p> <p>↳</p> <p>(3) 条文略</p> <p>(3)の2 <u>キュービクル式のものにあつては</u>、建築物等の部分との間に換気、点検及び整備に支障のない距離を保つこと。</p> <p>(3)の3 条文略</p> <p>↳</p> <p>(10) 条文略</p> <p>2 条文略</p> <p>3 条文略</p> <p>(急速充電設備)</p> <p>第11条の2 条文略</p> <p>(1) 条文略</p>

く

(3) 条文略

(4) その^{きょう}筐体は雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5) 条文略

く

(19) 条文略

2 条文略

(蓄電池設備)

第13条 蓄電池設備(蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準(令和5年消防庁告示第7号)第2に定めるものを除く。以下同じ。)は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

2 条文略

3 第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備(柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの、蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第3に定めるもの並びに消

く

(3) 条文略

(4) 雨水等の浸入防止の措置を講ずること。

(5) 条文略

く

(19) 条文略

2 条文略

(蓄電池設備)

第13条 屋内に設ける蓄電池設備(定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く。以下同じ。)の電槽は、耐酸性の床上又は台上に、転倒しないように設けなければならない。ただし、アルカリ蓄電池を設ける床上又は台上にあつては、耐酸性の床又は台としないことができる。

2 条文略

3 屋外に設ける蓄電池設備は、雨水等の浸入防止の措置を講じたキュービクル式のものとしなければならない。

防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。)にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

- 4 第1項及び前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第11条の2第1項第4号の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 条文略

(1) 条文略

↳

(12) 条文略

(13) 蓄電池設備(蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。)

(14) 条文略

(15) 条文略

別表第3(第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第4条、第5条、第7条、第8条、第8条の2、第18条、第19条、第20条、第21条関係)

- 4 前項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準については、第10条第4号、第11条第1項第3号の2、第5号、第6号及び第9号並びに第2項並びに本条第1項の規定を準用する。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条 条文略

(1) 条文略

↳

(12) 条文略

(13) 蓄電池設備

(14) 条文略

(15) 条文略

別表第3(第3条、第3条の2、第3条の3、第3条の4、第4条、第5条、第7条、第8条、第8条の2、第18条、第19条、第20条、第21条関係)

種 類	離 隔 距 離 (cm)			
	入 力	上方	側方	前方

）

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注4	15	15 注4
								据置型レンジ	21kW以下
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
	固体燃料	不燃以外	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	100	50	50	50

種 類	離 隔 距 離 (cm)			
	入 力	上方	側方	前方

）

厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	100	15 注4	15	15 注4
								据置型レンジ	21kW以下
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14kW以下	80	0	—	0
				据置型レンジ	21kW以下	80	0	—	0
	上記に分類されないもの			使用温度が300℃以上のもの	—	250	200	300	200
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50

不燃	木炭を燃料とするもの	炭火焼き器	—	<u>80</u>	<u>30</u>	—	<u>30</u>	
		上記に分類されないもの	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	

}

注 条文略

備考 条文略

}

注 条文略

備考 条文略